

高齢期を支える地域包括支援センター

問合せ 神川町地域包括支援センター ☎0495-74-1155

認知症サポーター(キッズ)養成講座
「認知症になっても安心して暮らせる町づくり」

認知症の正しい知識や認知症の方への接し方を学ぶ認知症サポーター養成講座。今年もいろんな場所で講座が開かれ多くのサポーターが誕生しました。

認知症サポーターキッズ養成講座

青柳小学校 6年生
神川中学校 1年生
8月 町民向け 19名
10月 町民向け(地域サロン) 36名



神川中学校での講座

受講した方々からは、「わかりやすかった」「接し方や対応の仕方がわかった」との声もいただいております。



町民向けの講座 (グループワークの様子)

認知症サポーターは「応援者」

認知症の方と家族が慣れ親しんだ地域で安心して暮らしていくためには、地域のつながりが必要。認知症サポーターは特別なことをする訳ではありません。認知症の方を温かい目で見守る「応援者」です。

「認知症ってあまりわからない」「困っている時にどう接すればいいの?」など、この講座が認知症を理解して地域で支えあう、「はじめの一步」になればと思います。

認知症サポーター養成講座についてのお問い合わせは、神川町地域包括支援センター)まで

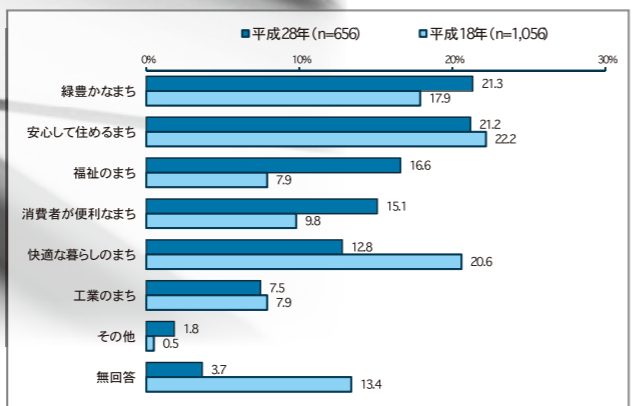
神川町まちづくり アンケート調査報告書 を公表いたします

～ 今後の10年に「緑豊かなまち」を望む声 ～

ご協力ありがとうございました 問合せ 総合政策課 ☎0495-77-0701

7月～8月にかけて実施した「町民アンケート調査」の集計が完了いたしましたので、「神川町まちづくりアンケート調査報告書」として公表いたします。神川町の望ましい将来の姿について尋ねた結果は下記のとおりです。

- 1位 「緑豊かなまち」(21.3%)
- 2位 「安心して住めるまち」(21.2%)
- 3位 「福祉のまち」(16.6%)



このほか各分野での詳細な分析を行っておりますので、是非ご覧になってください。(下記参照)

皆様の貴重なご意見は第2次総合計画策定の基礎として活用させていただきます。

閲覧方法

神川町ホームページ (<http://www.town.kamikawa.saitama.jp/>)
町内施設 (神川町役場町民ホール及び総合政策課、神川町中央公民館、ふれあいセンター、神泉総合支所、ステラ神泉)



ねんきんだより

国民年金保険料の強制徴収について

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけではなく、納付義務のある方の財産を差し押さえることがあります。

※納付義務のある方とは被保険者本人と、連帯して納付義務を負う配偶者及び世帯主です。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除となる保険料免除制度や保険料の納付が猶予される保険料納付猶予制度がありますので、保険健康課または総合支所地域総務課へご相談ください。申請書は窓口にて備え付けてあります。



伊藤喜美子さん68歳

入院からの介護保険
要介護3 ↓ 事業対象者へ

介護保険利用のきっかけは?

66歳の時、めまいがおこるようになり、自宅の階段から転落し、尾てい骨骨折で4か月入院となりました。入院中は、体を動かすことが出来ず、足の筋力が弱まりました。無気力になり、意思決定ができない状態が続き、退院するにあたり、心身の機能回復の為に、介護保険の利用を病院と相談し、家族が申請してくれました。

自立に向け取り組んだことは?

退院後、訪問看護で自宅内でのリハビリを行い、その後追加的に通所の短時間デイサービスでリハビリを続けました。2、3か月で無気力感が消え、自分でできることを

少しずつ増やしていききました。まずは食事作りや洗濯といった家事をできるようにしてきました。

取り組んだ結果は?
半年後には訪問看護を終了し、通所のみ利用継続しています。今年の11月からは介護認定が事業対象者になりました。今は杖を使わなくなり、車の運転も町内から町外にと、少しずつ活動範囲が広がり、好きな庭の草花の手入れも出来るまでになりました。意欲も出てきて、趣味の手芸の時間も大切に、友人にプレゼントすることを楽しみにしています。

これからの目標は?

今まで週2回利用していたデイサービスを、卒業するのはまだ少し不安なので、週1回に減らし、町で行っている「週いち元気アップ体操」に参加していこうと考えています。今後の目標は、自分を支えてくれた家族のために、恩返しをしていくことです。

※事業対象者とは「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の対象者(要支援1に相当)

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前までになります。

納付猶予制度の50歳未満への拡大について

平成28年7月1日から、30歳未満を対象とした若年者納付猶予制度の対象年齢が拡大され、50歳未満を対象とした納付猶予制度となりました。

ただし、平成28年6月以前の期間は、引き続き30歳未満であった期間が納付猶予制度の対象となります。

問合せ
熊谷年金事務所 ☎048(522)5012
保険健康課 ☎0495(77)2113
地域総務課 ☎0274(52)3271